

シンガポール駐在員事務所の廃止について

2025年6月6日

株式会社 十六銀行

十六フィナンシャルグループの株式会社十六銀行（頭取 石黒 明秀、以下「当行」といいます。）は、海外ビジネス環境やお客さまニーズの変化に柔軟に対応するため、シンガポール駐在員事務所を廃止することとしましたので、以下の通りお知らせします。

当行は2015年3月にシンガポール駐在員事務所を開設して以来、現地情報の収集やお客さまの海外進出支援に取り組むとともに、現地ビジネスのノウハウの蓄積およびネットワークの構築を進めてまいりました。

こうしたなか、シンガポールを取り巻く進出環境が事務所の開設当初から大きく変化したこと、グローバル化やデジタル化によりお客さまへの海外進出支援内容も多様化・高度化してきたことを踏まえ、より機動的かつ持続可能な支援体制の構築に向け、廃止を判断いたしました。

今後も、当行海外拠点および国内外の業務提携先と連携し、お客さまの現地での拠点設立ならびに販路開拓等のご支援に一層注力してまいります。

記

1. 閉鎖するシンガポール駐在員事務所の概要

名 称	十六銀行 シンガポール駐在員事務所 The Juroku Bank, Ltd. Representative Office Registered in Singapore
住 所	50 Raffles Place #38-06 Singapore Land Tower Singapore 048623
閉 鎖 日	2025年11月14日（予定）

2. 閉鎖後の連絡先

名 称	十六銀行 ソリューション営業部 海外サポート室
住 所	岐阜県岐阜市神田町8丁目26番地
連 絡 先	058-265-2111（代表）

以 上

【ご照会先：十六フィナンシャルグループ（広報） TEL 058-266-2511】